

ひとりぼっち ゼロ PROJECT

ニュース No.58

11/15 大阪高裁で兵庫優生裁判の控訴審期日 裁判官や傍聴者の心に伝えたい! 原告と弁護士らが意見陳述

弁護士からは「除斥期間」の適用は「著しく正義・公平の理念に反する」「裁判所は被害者に向き合い、人権保障の最後の砦として正しい判断をして下さい。」と陳述。

今年6月に妻を亡くされた小林寳二さん(90歳)は「聞こえる裁判官に私の声が聞こえますか。耳が聞こえないというだけで、子どもを殺され、子どもを持つ人生を奪われ、差別に苦しむ人生を想像してみてほしいです。正しい判断をお願いします。」と強くしっかりと述べられた。

2年前にご主人が亡くなられ、奥さんは体力的に裁判所に行けなくなっている高尾さん(仮名)夫婦に代り、弁護士がご夫婦の会話を具体的に紹介され、原告夫婦の抱えてきた苦しみと裁判に訴えるその願いを代弁。「こんなにも深い絆で結ばれていた二人から国が奪ったものは何だったのか。裁判所に考えてほしい。」と訴えられた。

最後に弁護団団長の藤原弁護士が「裁判の制度は社会正義を実現するために設けられている。国民の基本的人権を擁護するための柱となるべき立場にある裁判所の使命で、もう一度何が正義なのかを考える必要。」と締めくくられた。

期日終了後に開かれた報告集会にもたくさんの人が 集まり、原告が「最後まで頑張る」とコメントされ、 他府県の支援者が応援メッセージを述べられた。



★判決は 3/23(水)15:00 からです

優生保護法問題の全面解決をめざす 10.25 全国集会で 「命を分けない社会に」「国は謝罪と賠償責任を」と全国にアピール 原告小林寳二さんの メッセージがステー ジで代読された↓









★神戸市における聴覚障害者福祉拡充のための検討会 12月2日に今年度第1回目の検討会が開催された。 弁護士、医師、教育関係者、当事者団体、支援団体、福祉団体 等の代表者らが集まり、昨年度に続き、区役所配置手話通訳者 の役割と災害時の動きに ついて意見交換をし、3 回の検討会で、神戸市へ

主催:NPO 法人神戸ろうあ協会

の役割と災害時の動きについて意見交換をし、3回の検討会で、神戸市への提言にまとめる。今回は藤原弁護士に法律の視点で障害者の権利についてお話しいただいた。

連絡先:きこえない人のひとりぼっちをなくそう PROJECT 事務局(神戸ろうあ協会内)

 $\mathsf{TEL} : \mathsf{078\text{-}371\text{-}3071}_{\scriptscriptstyle{\frac{1}{171}}} \mathsf{FAX} : \mathsf{078\text{-}371\text{-}3052}$

E-mail: hitoribotch_0@yahoo.co.jp https://www.normanet.ne.jp/~hitori-0/

